

## 令和3年度さが農村ビジネス支援事業 採択基準

- 1 本事業については、事業実施計画書が提出された後、県農政企画課でさが農村ビジネス支援事業実施要領別表の確認を行う。
- 2 実施計画の審査は、下表の審査項目に基づき、県農政企画課、さが農村ビジネスサポートセンター、中小企業診断士を審査員として行うものとする。
- 3 2の審査結果を考慮し、農政企画課は予算の範囲内で採択の可否を決定する。

審査項目	内 容	点数
① 実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画は、根拠があり、実現性及び継続性のあるものであるか</li> <li>・事業に取り組むうえで必要な実施体制が整っているか</li> <li>・事業に取り組むうえで必要な資金を確実に確保できるか</li> <li>・施設、機械等の設備整備に取り組む場合は、その費用対効果が適正であるか</li> <li>・計画を総合的に見て「ビジネス」として成り立つかなど</li> </ul>	20点
② 新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性、独自性のあるアイデアに基づき、これまでに無い取組、もしくはこれまでの取組に新たな視点を加えた取組であるか（既存の取組の単なる継続になっていないか）</li> <li>など</li> </ul>	20点
③ 波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の農村ビジネス実践者に対し、県内のモデル事例として、影響をもたらす取組であるか</li> <li>など</li> </ul>	10点
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、成功するための工夫がみられるか</li> <li>など</li> </ul>	10点
中山間加算	それぞれの中山間チャレンジ事業実施要領第5の規定による「チャレンジ集落」「チャレンジ産地」による取組か	5点

- 4 満点（65点）の5割以上の評価を得たものを採択候補者とする。